

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（契約締結前の情報の提供を要しない場合）</p> <p>第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト、第百十一条第二号及び第百四十一条第一項第九号ロにおいて同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）</p> <p>「ハ～リ 略」</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>（契約締結前の情報の提供を要しない場合）</p> <p>第八十条 「同上」</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト及び第百十一条第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）</p> <p>「ハ～リ 同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

(顧客分別金信託の要件)

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託(以下「顧客分別金信託」という。)について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件(投資者保護基金にその会員として加入していない金融商品取引業者(以下この条において「投資者保護基金非加入金融商品取引業者」という。))及び登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。)の全てを満たさなければならない。

「一〇八 略」

九 顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

イ 「略」

ロ 募集等受入金(顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は買付けの媒介若しくは代理(公開買付者を相手方とする公開買付けに係るものに限る。))に係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。)の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額(当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額)の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ハ 「略」

「十〇十三 略」

(顧客分別金信託の要件)

第四百四十一条 「同上」

「一〇八 同上」

九 「同上」

イ 「同上」

ロ 募集等受入金(顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。)の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額(当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額)の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ハ 「同上」

「十〇十三 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	「2」7 略	「2」7 同上
--------------------	--------	---------